

岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例施行規則（平成二十一年岐阜県規則第八十四号）新旧対照表

(新)

第一条及び第二条 略

(関係住民)

第三条 条例第二条第十四号の生活環境の保全上利害関係を有する者として規則で定める者は、次に掲げる者とする。

一 及び二 略

三 周知地域内の水域の管理者

若しくは水利権者（慣行水利権者を含む。）又は当該水域において漁業を営む者若しくは漁業権者

四 及び五 略

第四条から第七条まで 略

(周知計画書の提出)

第八条 略

2 略

3 条例第十一条第二項の規則で定める地域は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める地域とする。

一 から五まで 略

六 産業廃棄物処理施設等のうち施設からの放流水（雨水及び水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第二条第九項に規定する生活排水を除く。以下同じ。）を伴うもの 前各号に定める範囲に、放流水が流入する公共用水域（同法第二条第一項に規定する公共用水域をいう。）における放流地点から千メートル以内の水域（当該水域において低水量時に放流水が百倍に希釈される場合はその地点までの水域）及び生活環境影響調査の結果から周辺地域の生活環境に影響を及ぼすおそれがある水域を加えた地域

第九条及び第十条 略

(旧)

第一条及び第二条 略

(関係住民)

第三条 条例第二条第十四号の生活環境の保全上利害関係を有する者として規則で定める者は、次に掲げる者とする。

一 及び二 略

三 周知地域内の水域の管理者（国及び地方公共団体の長が管理者である場合を除く。）若しくは水利権者（慣行水利権者を含む。）又は当該水域において漁業を営む者若しくは漁業権者

四 及び五 略

第四条から第七条まで 略

(周知計画書の提出)

第八条 略

2 略

3 条例第十一条第二項の規則で定める地域は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める地域とする。

一 から五まで 略

六 産業廃棄物処理施設等のうち施設からの放流水（雨水及び水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第二条第八項に規定する生活排水を除く。以下同じ。）を伴うもの 前各号に定める範囲に、放流水が流入する公共用水域（同法第二条第一項に規定する公共用水域をいう。）における放流地点から千メートル以内の水域（当該水域において低水量時に放流水が百倍に希釈される場合はその地点までの水域）及び生活環境影響調査の結果から周辺地域の生活環境に影響を及ぼすおそれがある水域を加えた地域

第九条及び第十条 略

(縦覧の方法等)

第十一条 略

2 条例第十五条第二項の規則で定める事項は、事業者の問い合わせ先、周知地域の範囲及び次に掲げる事項とする。

一 から四まで 略

3 条例第二十二条において準用する条例第十五条第二項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

一 略

二 周知地域の範囲

三 略

四 前三号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

第十二条から第十六条まで 略

(見解書の提出等)

第十七条 略

2 略

3 前項の周知を実施するときは、次に掲げる事項を表示するものとする。

一 条例第二十四条第一項の見解について周辺地域の生活環境の保全上の見地から意見を有する者が当該意見を記載した意見書を提出することができること。

二 事業者の問い合わせ先

三 周知地域の範囲

四 第一号の意見書の提出があつたときは当該意見に対する見解の周知を行うこと。

五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

第十八条から第二十四条まで 略

(適用除外)

第二十五条 条例第四十一条第二項第二号イに規定する規則で定めるものは、処理能力が増加しない施設の更新に係るものであつて生活環境への負荷を増大させないことが明らかなもの及び施設の変更であつて次の各号のいずれにも該当するものとする。

(縦覧の方法等)

第十一条 略

2 条例第十五条第二項の規則で定める事項は、事業者の問い合わせ先及び次に掲げる事項とする。

一 から四まで 略

3 条例第二十二条において準用する条例第十五条第二項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

一 略

二 略

第十二条から第十六条まで 略

(見解書の提出等)

第十七条 略

2 略

3 前項の周知を実施するときは、次に掲げる事項を表示するものとする。

一 条例第二十四条第一項の見解について周辺地域の生活環境の保全上の見地から意見を有する者が当該意見を記載した意見書を提出することができること。

二 事業者の問い合わせ先

三 周知地域の範囲

四 第一号の意見書の提出があつたときは当該意見に対する見解の周知を行うこと。

五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

第十八条から第二十四条まで 略

(適用除外)

第二十五条 条例第四十一条第二項第二号イに規定する規則で定めるものは、処理能力が増加しない施設の更新に係るものであつて生活環境への負荷を増大させないことが明らかなもの及び施設の変更であつて次の各号のいずれにも該当するものとする。

一 処理能力の変更でないもの又は当該変更であつて処理能力が十パーセント以上増加しないもの

二から五まで 略

2 条例第四十一条第二項第二号ロに規定する規則で定めるものは、処理能力が増加しない施設の更新に係るものであつて生活環境への負荷を増大させないことが明らかなもの及び施設の変更であつて次の各号のいずれにも該当するものとする。

一 処理能力の変更でないもの又は当該変更であつて処理能力が十パーセント以上増加しないもの

二から五まで 略

3 略

第二十六条 略

附 則 略

別記様式第一号から別記様式第十四号まで 略

一 処理能力の変更でないもの又は当該変更であつて処理能力が十パーセント以上変更されないもの

二から五まで 略

2 条例第四十一条第二項第二号ロに規定する規則で定めるものは、処理能力が増加しない施設の更新に係るものであつて生活環境への負荷を増大させないことが明らかなもの及び施設の変更であつて次の各号のいずれにも該当するものとする。

一 処理能力の変更でないもの又は当該変更であつて処理能力が十パーセント以上変更されないもの

二から五まで 略

3 略

第二十六条 略

附 則 略

別記様式第一号から別記様式第十四号まで 略